

## 政策 1 - 5

### 1. 政策名

ペイオフ解禁への適切な対応

### 2. 政策の目標

(目標)

平成 14 年 4 月以降のペイオフ解禁に伴い、国民に預金保険制度の正確な理解の浸透を図るための広報活動を実施する。

(業績指標) 広報活動の実施状況

(説明)

ペイオフ解禁に関しては、当座預金、普通預金、別段預金は平成 17 年 3 月末まで引き続き全額保護すること、決済用預金制度等の決済機能の安定確保のための措置を設けること、との制度改正が行われました(平成 15 年 4 月施行)。

預金者保護や金融システムの安定確保の観点からもこうした新たな制度について、誤解や不知による混乱を来たさないことが重要であることから、広報活動を実施する必要があり、新聞、テレビ、インターネット、パンフレット等の様々な手段により、実施することとしました。

(注)ここでは、ペイオフ解禁に向けた広報についてのみ評価を行っており、14 事務年度において行われた制度改正については「政策 1 - 3 決済機能のセーフティネットの整備」において、ペイオフに係る名寄せデータの整備等については「政策 1 - 4 金融再生法と預金保険法の適切な運用」及び、「政策 1 - 6 専門性の高い深度ある検査の実施」において、それぞれ評価しています。

### 3. 現状分析及び外部要因

平成 14 年 12 月の預金保険法律改正によって、

当座預金、普通預金、別段預金は、平成 17 年 3 月末まで引き続き全額保護されること

平成 17 年 4 月のペイオフ解禁以後も、決済のための資金については決済用預金に預け入れることにより、金融機関の破綻時にも当該資金は全額保護されること

今回の法改正前の預金保険法に基づく制度では保護の対象とされていなかった仮受金、金融機関預金等に経理されている資金であっても、決済途上にある場合には、

全額保護されること  
となりました。

#### 4. 事務運営についての報告及び評価

##### (1) 事務運営についての報告

上記3. で述べた制度改革を受け、新たな預金保険制度について周知徹底を図るための広報活動を下記のとおり実施しました。

##### 政府広報の活用

新聞やテレビといったマスメディアを使った政府広報の活用を図りました。

【資料1 - 5 - 1 政府広報実績表】

媒体	広報時期	番組名等
テレビ	15年2月	ご存知ですか～生活ミニ情報～
ラジオ	14年12月	グッドモーニングジャパン
	15年3月	中山秀征の愛してJAPAN
定期刊行物	15年2月	ニッポンNOW(新聞折込)
新聞	15年3月	朝日、読売、日経、毎日、産経
週刊誌	15年2月	Yomiuri Weekly、週刊朝日、サンデー毎日、SPA!、週刊新潮、週刊文春

##### パンフレット等の発行

金融庁においては預金保険制度の主要な仕組みを盛り込んだパンフレット(6万部)及び多くの質問が寄せられる制度の基本的事項に絞ったリーフレット(100万部)を作成し、財務局を通じて広く一般に配布しました。パンフレットについては、金融庁のホームページにも掲載しました。

##### 財務局を活用した広報活動

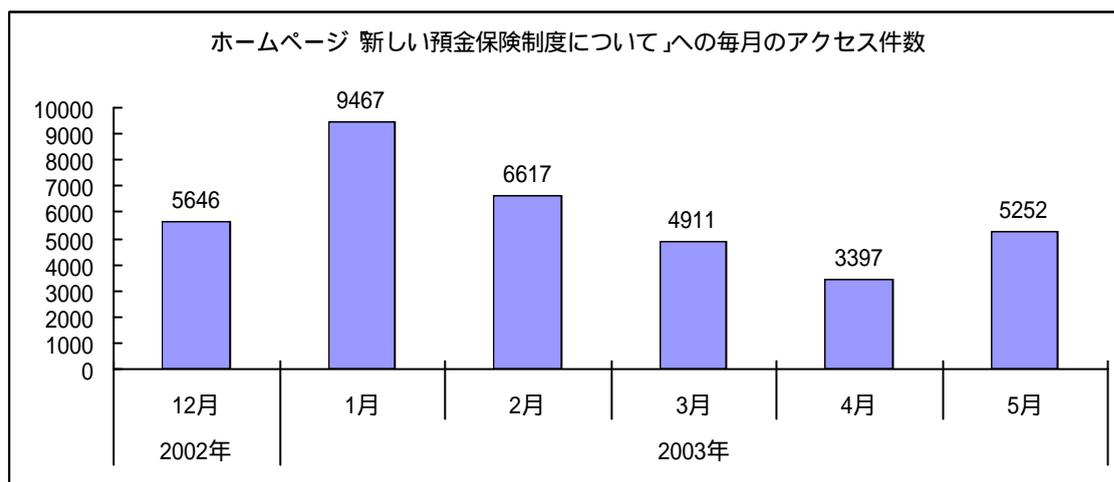
各財務局において講演会を通じて一般向けに制度の説明を行いました(のべ152回、約8,000人)。また、財務局を通じて地方公共団体と連携を図り、地方公共団体の広報誌への記事掲載等(のべ3,000回)や庁舎等へのポスター掲示(約8,700箇所)を実施しました。

##### ホームページの活用

平成15年4月の改正法施行に向け、平成14年12月に金融庁のホームページの日

本語版、英語版それぞれのトップページに「新しい預金保険制度について」のコーナーを設け、広く国民への周知及び理解を図ってきました。（平成 14 年 12 月以降 5 月末までの総アクセス件数 35,290 件、各月のアクセス件数は資料 1 - 5 - 2 のとおり。）

【資料 1 - 5 - 2 ホームページ「新しい預金保険制度について」への毎月のアクセス件数】



(2) 評価

今回、これまで平成 15 年 4 月から元本 1000 万円までとその利息の保護に移行することとされていた流動性預金（当座預金、普通預金、別段預金）について、平成 17 年 3 月末まで引き続き全額保護とする制度改正が行われましたが、平成 15 年 3 月末の時点において預金者に特段の混乱は見られなかったことから、預金者に対し相当程度、制度の周知が図られたものと考えます。また、例えば、以下の金融広報中央委員会のアンケート結果からも、一般国民における理解が深まっていることが伺えます。

金融広報中央委員会のアンケート

実施期間 平成 15 年 5 月 15 日～平成 15 年 5 月 25 日

調査対象 全国の 20 歳以上の男女個人 4,000 人（回収率 69.1%）

(結果)

ペイオフについて、

- ・ 「よく知っている」、「ある程度知っている」とする回答が 59.1%あり、前回調査（平成 13 年 8 月～9 月実施）の時の 32.8%から 26.3 ポイント増加した
- ・ また、「聞いたことがない」とする回答についても 8.2%と前回調査の 29.7%から 21.5 ポイント減少した。

## **5．今後の課題**

平成 17 年 4 月から決済用預金の全額保護の仕組みが導入されることから、今後とも、同制度に係る誤解や不知による混乱を来たさないよう、制度の認知度に関する調査結果等を参考にしながら、広報活動を引き続き適切に実施する必要があります。

このため、平成 15 年度において、パンフレットの作成のための経費を予算措置しているほか、平成 16 年度においても、所要の予算要求を行う必要があります。

## **6．当該施策に係る端的な結論**

前述 4.(2) のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も平成 17 年 4 月のペイオフ解禁に向けて制度の認知度に関する調査結果等を参考にしながら、適切に取組みを進めていく必要があります。

## **7．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **8．注記（政策効果の把握方法又は使用資料等）**

〔政策効果の把握方法〕

政策効果は、金融広報中央委員会が行っている「金融に関する消費者アンケート調査」における預金保険制度についての認知度等を参考にしつつ把握に努めました。

〔使用資料〕

- ・ 金融庁ホームページ（預金保険関係ページ）へのアクセス件数
- ・ 金融広報中央委員会の「金融に関する消費者アンケート調査」における預金保険制度についての認知度
- ・ 平成 14 年度政府広報実績（ペイオフ関連）
- ・ パンフレット及びリーフレットの発行部数
- ・ 財務局での講演会等の開催件数

## **9．担当部局**

総務企画局信用課信用機構室、総務企画局政策課広報室